

## 107 特定福祉用具販売「自己点検一覧表」(基準)

点 検 年 月 日	
事 業 所 名	
法 人 名	
点 検 者 職 氏 名	
備 考	

【用語の定義】

法・・・介護保険法(平成9年12月17日 号外法律第123号)

令・・・指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第37号)

通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日 老企第25号)

条例・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年 札幌市条例第8号)

107 特定福祉用具販売「自己点検一覧表」(基準)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第1 基本方針	<p>指定特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。</li> <li>・ 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。</li> </ul>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>法第73条第1項</p> <p>条例第266条 (令第207条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概況説明</li> <li>・ 定款、寄付行為等</li> <li>・ 運営規定</li> <li>・ パンフレット等</li> </ul>
第2 人員に関する基準 1 福祉用具専門相談員の員数	<p>(1) 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。</p> <p><u>常勤換算方法</u>：(当該事業所の総従業者の1週間の勤務延時間数)÷(事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。))</p> <p><u>勤務延時間数</u>：サービス提供、準備、待機時間を含む。</p>	<p>適・否</p>	<p>法第74条第1項</p> <p>条例第267条第1項 (令第208条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員勤務表</li> <li>・ 出勤簿</li> <li>・ 常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿</li> </ul>
	<p>(2) 福祉用具専門相談員は介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、都道府県知事が行う研修若しくは都道府県知事が指定するものを行う研修の修了者となっているか。</p> <p>なお、指定特定福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合において、当該指定に係る事業及び指定特定福祉用具販売の事業が同一の事業所において一体的に運営されているときは、次に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、人員基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定特定介護予防福祉用具販売事業者</li> <li>② 指定福祉用具貸与事業者</li> <li>③ 指定介護予防福祉用具貸与事業者</li> </ul>	<p>適・否</p>	<p>準用(平11老企25第3の11の1(1))</p> <p>条例第267条第2項 (令第208条第2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種免許証及び修了証</li> <li>・ 職員の履歴書</li> </ul>

107 特定福祉用具販売「自己点検一覧表」(基準)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
2 管理者	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。)</p> <p>管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。(ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)</p> <p><u>常勤</u>：当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。)に達していることをいう。          なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業員が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。</p> <p><u>専ら</u>：サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。常勤・非常勤の別は問わない。          サービス提供時間帯とは、当該従業員の当該事業所における勤務時間をいう。</p>	適・否	条例第268条 (令第209条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員勤務表</li> <li>・出勤簿</li> </ul>
第3 設備に関する基準	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要な設備、備品等を備えているか。</p> <p>なお、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する設備、備品等に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p>	適・否	法第74条第2項 条例第269条第1項 (令第210条第1項) 条例第269条第2項 (令第210条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・事業所の平面図</li> <li>・設備、備品台帳</li> </ul>

107 特定福祉用具販売「自己点検一覧表」(基準)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	適・否	法第74条第2項 条例第276条準用(第9条) (令第216条準用第8条)	・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	(2) 文書はわかりやすいものとなっているか。  ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。	適・否 適・否	準用(平11老企25第3の1の3(1))	
2 提供拒否の禁止	指定特定福祉用具販売事業者は、正当な理由なく指定特定福祉用具販売の提供を拒んではないか。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  提供を拒むことのできる正当な理由とは ① 当該事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が通常の実施地域外である。 ③ 適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難である。	適・否	条例第276条準用(第10条) (令第216条準用第9条)  準用(平11老企25第3の1の3(2))	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
3 サービス提供困難時の対応	指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の通常の実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。	適・否	条例第276条準用(第11条) (令第216条準用第10条)	・サービス提供依頼書 ・連絡に関する記録 ・紹介に関する記録

107 特定福祉用具販売「自己点検一覧表」(基準)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
4 受給資格等の確認	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめているか。	適・否	条例第276条準用(第12条) (令第216条準用第11条第1項)	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  ・ 必要な援助とは ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。	適・否	条例第276条準用(第13条第1項) (令第216条準用第12条第1項)	・利用者に関する記録
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	適・否	条例第276条準用(第13条第2項) (令第216条準用第12条第2項)	
6 心身の状況等の把握	指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否	条例第276条準用(第14条) (令第216条準用第13条)	・利用者に関する記録  ・居宅介護支援経過  ・サービス担当者会議の要点
7 指定居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否	条例第276条準用(第15条第1項) (令第216条準用第14条第1項)	・情報提供に関する記録  ・相談又は助言に関する記録
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否	条例第276条準用(第15条第2項) (令第216条準用第14条第2項)	

107 特定福祉用具販売「自己点検一覧表」(基準)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定特定福祉用具販売事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定特定福祉用具販売を提供しているか。	適・否	条例第276条準用(第17条) (令第216条準用第16条)	・居宅サービス計画書(1)(2) ・週間サービス計画表 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録
9 居宅サービス計画等の変更の援助	指定特定福祉用具販売事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	適・否	条例第276条準用(第18条) (令第216条準用第17条)	・居宅サービス計画書(1)(2) ・サービス提供票(変更の確認) ・利用者に関する記録
10 身分を証する書類の携行	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	適・否	条例第276条準用(第19条) (令第216条準用第18条)	・実態確認 ・就業規則 ・業務マニュアル ・研修マニュアル ・身分を証する書類
	(2) 証書等には、当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。 ・ 写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。	適・否	準用(平11老企25第3の1の3(8))	
11 サービスの提供の記録	指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 また、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否		

107 特定福祉用具販売「自己点検一覧表」(基準)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
12 販売費用の額等の受領	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(販売費用の額)の支払を受けているか。	適・否	条例第271条第1項 (令37第212条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書</li> <li>・運営規程(実施区域の確認)</li> <li>・領収証控</li> <li>・車両運行日誌</li> </ul>
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、上記(1)の販売費用の額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。  ① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 ② 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用	適・否	条例第271条第2項 (令第212条第2項)	
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。	適・否	条例第271条第3項 (令第212条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明文書</li> <li>・利用申込書</li> <li>・同意書</li> </ul>
13 保険給付の申請に必要となる書類等の交付	指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。 ① 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 ② 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称並びに販売費用の額その他必要と認められる事項 ③ 販売費用の額の支払を受けたこと ④ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要	適・否	条例第272条 (令第213条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収証控</li> <li>・パンフレット等</li> </ul>
14 指定特定福祉用具販売の基本取扱方針  (平成24年3月31日までに指定を受けていた事業所に限り、平成25年3月31日までは、従前の例によることも可能)	(1) 指定特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 [経過措置] 平成24年3月31日までに指定を受けていた事業所に限り、平成25年3月31日までは、指定特定福祉用具販売を、「その目標を設定し、計画的に」行うことに替えて、「適切に」行うことで可。	適・否	条例第276条準用(第254条第1項) (令第216条準用第198条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画書</li> </ul>
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売しているか。	適・否	条例第276条準用(第254条第2項) (令第216条準用第198条第2項)	
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	条例第276条準用(第254条第2項) (令第216条準用第198条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価を実施した記録</li> </ul>

107 特定福祉用具販売「自己点検一覧表」(基準)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
15 指定特定福祉用具販売の具体的な取扱方針 (平成24年3月31日までに指定を受けていた事業所に限り、平成25年3月31日までは、従前の例によることも可能)	(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ているか。 [経過措置] 平成24年3月31日までに指定を受けていた事業所に限り、平成25年3月31日までは、特定福祉用具販売の提供に当たっては、「特定福祉用具販売計画」に基づくことに替えて、「利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ」ることで可。	適・否	条例第273条第1項 (令第214条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用説明書</li> <li>・相談に関する記録</li> <li>・同意に関する記録</li> </ul>
	(2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。	適・否	条例第273条第2項 (令第214条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検に関する記録</li> </ul>
	(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。	適・否	条例第273条第3項 (令第214条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用方法、使用上の留意事項等に関する記録</li> <li>・取扱説明書</li> </ul>
	(4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。	適・否	条例第273条第4項 (令第214条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画書</li> </ul>
16 特定福祉用具販売計画の作成 (平成24年3月31日までに指定を受けていた事業所に限り、平成25年3月31日までは、従前の例によることも可能)	① 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した計画を作成しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の場合において、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成しているか。</li> <li>・特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載しているか。</li> <li>・その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載すること。</li> </ul>	適・否  適・否  適・否	条例第274条第1項 (令第214条の2第1項) 平11老企25第3の12の3(3)④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定福祉用具販売計画</li> <li>・居宅サービス計画書</li> </ul>
	② 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。	適・否	条例第274条第2項 (令第214条の2第2項)	
	③ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。	適・否	条例第274条第3項 (令第214条の2第3項)	
	④ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を記載した書面を利用者に交付しているか。	適・否	条例第274条第4項 (令第214条の2第4項)	

107 特定福祉用具販売「自己点検一覧表」（基準）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
17 利用者に関する市町村への通知	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	適・否	条例第276条準用（第27条） （令第216条準用第26条）	・市町村に送付した通知に係る記録
18 管理者の責務	(1) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適・否	条例第276条準用（第56条第1項） （令第216条準用第52条第1項）	・組織図・組織規程 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌等
	(2) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否	条例第276条準用（第56条第2項） （令第216条準用第52条第2項）	
19 運営規程	<p>指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ その他運営に関する重要事項</p> <p>・ 「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、特定福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等が記載されているか。 ・ 個々の特定福祉用具の販売費用の額については、個々の販売費用の額又はその額の設定の方法及び目録に記載されている旨を記載しているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>条例第276条準用（第257条） （令第216条準用第200条）</p> <p>平11老企25第3の十二の3(6)の③</p>	・運営規程 ・指定申請及び変更届（写）
20 勤務体制の確保等	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供できるよう、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	適・否	条例第276条準用（第108条第1項） （令第216条準用第101条第1項）	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書
	(2) 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。	適・否	平11老企25第3の十二の3(6)の②	・勤務表
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者によって指定特定福祉用具販売を提供しているか。 （ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。） ・ 利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務：特定福祉用具に係る運搬等	適・否	条例第276条準用（第108条第2項） （令第216条準用第101条第2項）	・業務委託契約書

107 特定福祉用具販売「自己点検一覧表」（基準）

検項目		点検結果	根拠法令	点検書類等
21 適切な研修の 機会の確保	指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のために、特定福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しているか。	適・否	条例第276条準用（第258条） （令第216条準用第201条）	・研修受講修了証明書等 ・研修計画・出張命令書 ・研修会資料
22 特定福祉用具 の取扱種目	指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるように、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしているか。	適・否	条例第276条準用（第259条） （令第216条準用第202条）	・目録等
23 衛生管理等	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。  ・ 従業員の清潔保持及び健康状態について、どのような管理を行っているか。	適・否	条例第276条準用（第33条第1項） （令第216条準用第31条第1項）	・従業員の健康診断に関する記録
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めているか。  ・ 衛生的な管理はどのように努めているか。	適・否	条例第276条準用（第53条第2項） （令第216条準用第31条第2項）	・衛生管理に関する記録
24 掲示及び目録 の備付け	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否	条例第276条準用（第261条第1項） （令第216条準用第204条第1項）	・掲示物
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の特定福祉用具の選択に資するため、指定特定福祉用具販売事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。	適・否	条例第276条準用（第261条第2項） （令第216条準用第204条第2項）	・備え付けの目録等
25 秘密保持等	(1) 指定特定福祉用具販売事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否	条例第276条準用（第35条第1項） （令第216条準用第33条第1項）	・就業時の取り決め等の記録
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	条例第276条準用（第35条第2項） （令第216条準用第33条第2項）	
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適・否	条例第276条準用（第35条第3項） （令第216条準用第33条第3項）	・利用者（家族）の同意に関する記録  ・実際に使用された文書等（会議資料等）

107 特定福祉用具販売「自己点検一覧表」(基準)

点検項目		点検結果	根拠法令	点検書類等
26 広告	指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。	適・否	条例第276条準用(第36条) (令第216条準用第34条)	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
27 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否	条例第276条準用(第37条) (令第216条準用第35条)	
28 苦情処理	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示することを行っているか。	適・否	条例第276条準用(第38条第1項) (令第216条準用第36条第1項) 準用(平11老企25第3の1の3(23)の①)	・運営規程 ・掲示物 ・説明文書 ・苦情に関する記録
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	条例第276条準用(第38条第2項) (令第216条準用第36条第2項)	・苦情に関する記録
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否	準用(平11老企25第3の1の3(23)の②)	
	(4) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 適・否	条例第276条準用(第38条第3項) (令第216条準用第36条第3項)	・指導等に関する記録
	(5) 指定特定福祉用具販売事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否	条例第276条準用(第38条第4項) (令第216条準用第36条第4項)	
	(6) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	条例第276条準用(第38条第5項) (令第216条準用第36条第5項)	

107 特定福祉用具販売「自己点検一覧表」(基準)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(7) 指定特定福祉用具販売事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否	条例第276条準用(第38条第6項) (令第216条準用第36条第6項)	
29 相談援助の事業等への協力	指定特定福祉用具販売事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定福祉用具販売に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が当該利用者に対する相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否	条例第276条準用(第39条) (令第216条準用第36条の2)	・苦情に関する記録
30 事故発生時の対応	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は本市及び当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	条例第276条準用(第40条第1項) (令第216条準用第37条第1項)	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しているか。	適・否	条例第276条準用(第40条第2項) (令第216条準用第37条第2項)	
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。	適・否	条例第276条準用(第40条) (令第216条準用第37条第3項)	・損害賠償に関する記録
	(4) 指定特定福祉用具販売事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	準用(平11老企25第3の1の3(24)の③)	・事故再発防止に関する記録
31 会計の区分	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	条例第276条準用(第41条) (令第216条準用第38条)	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	

107 特定福祉用具販売「自己点検一覧表」(基準)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
32 記録の整備  (平成24年3月31日までに指定を受けていた事業所に限り、平成25年3月31日までは、従前の例によることも可能)	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は、次項に定めるもののほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	条例第275条第1項 (令第215条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員名簿</li> <li>・設備台帳</li> <li>・備品台帳</li> <li>・会計関係書類</li> </ul>
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(利用者へのサービス提供が終了した日)から2年間保存しているか。 ① 特定福祉用具販売計画(平成24年3月31日までに指定を受けていた事業所に限り、平成25年3月31日までに整備することで可) ② 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 大260条第4項の規定による結果等の記録 ④ 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑤ 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥ 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適・否	条例第275条第2項 (令第215条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定福祉用具販売計画</li> <li>・居宅サービス計画書</li> <li>・サービス提供証明書</li> <li>・市町村への通知に係る記録</li> <li>・苦情に関する記録</li> <li>・事故に関する記録</li> </ul>
	3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しているか。  (1) 前項第1号及び第2号に掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日 (2) 前項第3号から第6号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日	適・否	条例第275条第3項 (令第215条第3項)	